

環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定  
へのグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の加入に  
関する議定書



環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定へのグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の加入に関する議定書

二十八年三月八日にサンティアゴで作成された環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（以下「CPTPP」という。）の締約国及びグレートブリテン及び北アイルランド連合王国（以下「英国」という。）は、

必要な変更を加えた上で、CPTPPに組み込まれ、CPTPPの一部を成す二十六年二月四日にオーランドで作成された環太平洋パートナーシップ協定（以下「CPTPPに組み込まれたTPP」という。）の規定を想起し、

国又は独立の関税地域がCPTPP第五条（加入）に規定するところにより締約国と当該国又は独立の関税地域との間で合意する条件に従ってCPTPPに加入することができることを考慮し、

二十三年七月十四日付けの委員会に対する環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（CPTPP）へのグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の加入に係る作業部会の報告書（文書

番号CPTPP/AWGUK/二〇二三/ROO一）に留意して、

次のとおり協定した。

#### 第一節 一般規定

##### 第一条 CPTPPへの英国の加入

1 英国は、この議定書が第二十一条（効力発生）の規定に従って効力を生ずる時に、CPTPP第五条（加入）の規定に従ってCPTPPに加入し、CPTPPの締約国となる。

2 この議定書（その附属書及び注を含む。）は、CPTPPの不可分の一部を成す。

3 英国が加入するCPTPPは、英国がCPTPPの締約国となる日に効力を有する法的文書により訂正され、改正され、又は修正されたCPTPPとする。

#### 第二節 個別規定

##### 第二条 第一章（冒頭の規定及び一般的定義）に関連する規定

#### 締約国別の定義

1 CPTPPに組み込まれたTPP第一・三条（一般的定義）及び附属書一―A（締約国別の定義）の規

定の適用上、

「中央政府」とは、英国については、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国政府をいい、次の領域について適用するCPTPPの規定に関しては、当該領域の政府をもう。

- (a) ガーンジー代官管轄区
- (b) ジャージー代官管轄区
- (c) マン島

「税関当局」とは、英国については、歳入関税庁並びに適当な場合には国境管理局及び国家犯罪対策庁をいい、ガーンジー代官管轄区、ジャージー代官管轄区及びマン島について適用するCPTPPの規定に関しては、次の当局をもう。

- (a) ガーンジー代官管轄区については、ガーンジー関税消費税庁
- (b) ジャージー代官管轄区については、ジャージー関税入国管理庁
- (c) マン島については、マン島財務省関税消費税課

CPTPPに組み込まれたTPP第二・四条（関税の撤廃）、第二・五条（関税の免除）、第二・十二条

(輸入許可手続)、第八・七条(透明性)、第九・七条(武力紛争又は内乱の際の待遇)、第九・十二条(適合しない措置) 1、第十・七条(適合しない措置)、第十一・十条(適合しない措置)、第十一・二十条(協議)、第十三・六条(国際移動端末ローミング)(同条4の各号列記以外の部分の注を含む。)、第十七・二条(適用範囲)、第二十・十六条(海洋における捕獲漁業)(同条10の注を含む。)、第二十・七条(保存及び貿易)(同条2の注1を含む。)及び第二十九・四条(租税に係る課税措置)の規定の適用上、「現行の」又は「既存の」とは、英国については、この議定書の効力発生の日において効力を有することをいう。

「締約国の国籍を有する自然人」とは、英国については、適用のある英国の法令に従い英国の市民である者をいう。

「地域政府」とは、英国については、次のいずれかのものをいう。

- (a) イングランド、北アイルランド、スコットランド又はウェールズ
- (b) イングランド、北アイルランド、スコットランド又はウェールズについて行動するが英国全体として

行動しない場合のグレートブリテン及び北アイルランド連合王国政府

「領域」とは、英国については、次のものをいう。

- (a) グレートブリテン及び北アイルランド連合王国の領域（その領海及び上空を含む。）
- (b) 英国の領海の外側に位置する海域（海底及びその下を含む。）であつて、英国が国際法に基づいて主権的権利又は管轄権を行使することができる全てのもの

- (c) 2から9までの規定（適用される地理的範囲）に従つてCPTPPが適用される領域（注）

注 この議定書及びCPTPPに定める領域については、この議定書及びCPTPPが適用される地理的範囲を定義する目的のためにのみ理解するものとする。

#### 適用される地理的範囲

- 2 CPTPPは、英国については、3から5までの規定に従うことを条件として、英国が国際関係について責任を有する領域であつて英国の関税地域の一部を成すガンジー代官管轄区（注1）、ジャージー代官管轄区（注2）及びマン島（これらの上空及びこれらの領域に隣接する領海を含む。）にも適用される。ただし、CPTPPに組み込まれたTPPの次の章の規定を除く。

注1 ガンジー代官管轄区は、ガンジー、オールダニー及びサークの領域によって構成される。

注2 ガーンジー代官管轄区及びジャージー代官管轄区は、チャンネル諸島と総称される。

- (a) 第九章（投資）
- (b) 第十章（国境を越えるサービスの貿易）
- (c) 第十一章（金融サービス）
- (d) 第十二章（ビジネス関係者の一時的な入国）
- (e) 第十三章（電気通信）
- (f) 第十四章（電子商取引）
- (g) 第十五章（政府調達）
- (h) 第十八章（知的財産）

3 CPTPPに組み込まれたTPP第十六章（競争政策）、第十七章（国有企業及び指定独占企業）、第十九章（労働）、第二十章（環境）、第二十一章（協力及び能力開発）、第二十二章（競争力及びビジネスの円滑化）、第二十三章（開発）、第二十四章（中小企業）及び第二十五章（規制の整合性）の規定は、この議定書の効力発生の日の後二十四箇月でガーンジー、ジャージー代官管轄区及びマン島について

適用する。ただし、委員会が異なる期間を決定する場合（これらの領域に関して6の規定に従い締約国が合意するCPTPPの地理的範囲の拡大によるものを含む。）は、この限りでない。

4 英国は、3に定める期間中、CPTPPに組み込まれたTPP第十六章（競争政策）、第十七章（国有企業及び指定独占企業）、第十九章（労働）、第二十章（環境）、第二十一章（協力及び能力開発）、第二十二章（競争力及びビジネスの円滑化）、第二十三章（開発）、第二十四章（中小企業）及び第二十五章（規制の整合性）の規定のガンジー、ジャージー代官管轄区及びマン島による遵守を確保するよう努める。

5 CPTPPに組み込まれたTPP第十六章（競争政策）、第十七章（国有企業及び指定独占企業）、第十九章（労働）、第二十章（環境）、第二十一章（協力及び能力開発）、第二十二章（競争力及びビジネスの円滑化）、第二十三章（開発）、第二十四章（中小企業）及び第二十五章（規制の整合性）の規定は、締約国の合意に従って、締約国が合意するときにオールダニー及びサークについて適用する。

6 CPTPPが適用される地理的範囲は、英国が国際関係について責任を有する領域であって外交上の公文の交換により全ての締約国の政府間で合意するものに拡大することができる。その拡大は、全ての締約

国の政府による合意に従って締約国について効力を生ずる。

7 6の規定による拡大には、ガンジー代官管轄区、ジャージー代官管轄区及びマン島へのCPTPPに組み込まれたTPPの追加的な章の規定の適用の拡大並びに英国が国際関係について責任を有するその他の領域（ジブラルタルを含む。）への適用の拡大であつて、締約国が合意するものを含めることができる。

8 英国は、英国が国際関係について責任を有する領域に関し、書面により寄託者に対して当該領域への適用の撤回の通告を行うと同時に、CPTPPに組み込まれたTPP第二十七・五条（連絡部局）の規定に従って指定される総合的な連絡部局を通じて他の締約国に対して当該撤回を通報することにより、CPTPPの適用を撤回することができる。

9 締約国は、英国が8の規定に従って書面による通告を行う場合には、相互に満足すべき解決を得るために速やかに協議を行う。8に規定する撤回は、当該協議にかかわらず、締約国が異なる期間について合意する場合を除くほか、英国が8の規定に従って書面により寄託者に対して通告を行った後二十四箇月で効力を生ずる。英国が国際関係について責任を有する領域への適用を撤回する場合には、CPTPPは、英

国（英国が国際関係について責任を有するその他の領域であつて、2からこの9までの規定に従いCPTPPが適用されるものを含む。）及び残余の締約国について引き続き効力を有する。

10 CPTPPにおいて「締約国」というときは、英国については、2から9までの規定に従いCPTPPが英国が国際関係について責任を有する領域に適用される限りにおいてのみ、当該領域を含むものとする。

### 第三条 第二章（内国民待遇及び物品の市場アクセス）に関連する規定

1 2の規定に別段の定めがある場合を除くほか、CPTPPに組み込まれたTPP附属書二―D（関税に係る約束）の締約国の表に定める全ての関税に係る約束は、英国の原産品に対して与える。

2 CPTPPに組み込まれたTPP第二章（内国民待遇及び物品の市場アクセス）の規定の適用上、締約国は、この議定書の附属書A（英国に対する締約国別の関税に係る約束）において、英国の原産品に対して与える関税に係る約束を定めることができる。

3 この議定書の附属書二―D（英国の関税率表）（CPTPPに組み込まれたTPP附属書二―D（関税に係る約束）の英国の表の規定を定めるもの）に定める関税の毎年の引下げの実施に当たっては、次の規

定を適用する。

- (a) この議定書が二千二十三年十二月三十一日以前に効力を生ずる場合には、次のとおりとする。
- (i) 英国の表において実施区分の欄に「EUE」以外を掲げる品目について定める関税率については、この議定書が英国について効力を生ずる日に最初の削減が行われる。
- (ii) 関税削減の二回目の段階については、(i)の削減の翌年の一月一日に実施され、英国のその後の各年の関税削減については、その後の各年の一月一日に実施される。
- (b) この議定書が二千二十三年十二月三十一日後のいずれかの日に効力を生ずる場合には、次のとおりとする。
- (i) 英国は、この議定書が英国を除く一の締約国について効力を生ずる日に、この議定書が二千二十三年十二月三十一日に当該一の締約国及び英国について効力を生じたとしたならば英国が当該一の締約国について効力を生ずる日までに実施したであろう関税削減の全ての段階を実施する。このことは、この議定書が当該一の締約国について効力を生ずる日の前に輸入された原産品に対して関税上の特惠待遇を遡及して与えることを定めるものではなく、また、この議定書が当該一の締約国について効力

を生ずる日の前の関税割当ての対象年についてCPTPPに定める関税割当ての利用を定めるものでもない。さらに、この議定書が当該一の締約国について効力を生ずる日の前に終了した関税割当ての対象年の割当数量は、輸入のために利用することはできず、また、当該割当数量は、繰り越さない。

(ii) (i)の規定に従って実施された関税削減の翌年の関税削減については、この議定書が(i)に規定する一の締約国について効力を生ずる日の後の年の一月一日に実施され、英国のその後の各年の関税削減については、その後の各年の一月一日に実施される。

4 CPTPPに組み込まれたTPP附属書二―D第A節（関税の撤廃及び削減）6(a)の規定にかかわらず、この議定書の附属書二―D（英国の関税率表）（CPTPPに組み込まれたTPP附属書二―Dの英国の表の規定を定めるもの）の規定の適用上、「一年目」とは、二千二十三年をいい、「二年目」とは、二千二十四年をいい、「三年目」とは、二千二十五年をいい、「四年目」とは、二千二十六年をいい、その後も同様とする。

5 附属書Aに別段の定めがある場合を除くほか、英国を除く一の締約国は、この議定書が当該一の締約国について効力を生ずる日に、この議定書が二千十八年十二月三十日に当該一の締約国及び英国について効

力を生じたとしたならば当該一の締約国が当該一の締約国について効力を生ずる日までに実施したであろう関税削減の全ての段階を実施する。このことは、この議定書が当該一の締約国について効力を生ずる日の前に輸入された原産品に対して関税上の特惠待遇を遡及して与えることを定めるものではなく、また、この議定書が当該一の締約国について効力を生ずる日の前の関税割当ての対象年についてCPTPPに定める関税割当ての利用を定めるものでもない。さらに、この議定書が当該一の締約国について効力を生ずる日の前に終了した関税割当ての対象年の割当数量は、輸入のために利用することはできず、また、当該割当数量は、繰り越さない。

第四条 第六章（貿易上の救済）に関連する規定

1 CPTPPに組み込まれたTPP第六章（貿易上の救済）の規定の適用上、英国を一方としガーンジー代官管轄区、ジャージー代官管轄区又はマン島を他方とする双方の間の憲法上の関係の帰結により、CPTPPに組み込まれたTPP第六・一条（定義）、第六・三条（経過的セーフガード措置の実施）及び第六・五条（調査手続及び透明性の要件）の規定は、英国に対し、英国の法令に反する態様でガーンジー代官管轄区、ジャージー代官管轄区及びマン島に関する調査を行うことを要求するものと解してはならな

い。

2 CPTPPに組み込まれたTPP第六・一条（定義）、第六・三条（経過的セーフガード措置の実施）及び第六・四条（経過的セーフガード措置の基準）の規定の適用上、「経過期間」とは、英国がとる経過的セーフガード措置又は他の締約国が英国から輸入される原産品に対してとる経過的セーフガード措置については、特定の産品に関し、この議定書の効力発生の日から三年間をいう。ただし、当該産品の関税の撤廃がより長い期間にわたって行われる場合には、経過期間は、当該産品についての関税の段階的な撤廃の期間をいう。

3 CPTPPに組み込まれたTPP第六・三条（経過的セーフガード措置の実施）1(b)の規定の適用上、「当該各締約国についてのこの協定の効力発生日」とは、英国がとる経過的セーフガード措置については、自国の原産品に対して経過的セーフガード措置がとられる各締約国についてこの議定書が効力を生ずる日をいう。

第五条 第八章（貿易の技術的障害）に関連する規定

中央政府

1 CPTPPに組み込まれたTPP第八章（貿易の技術的障害）の規定の適用上、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国政府の強制規格、任意規格又は適合性評価手続は、中央政府の強制規格、任意規格又は適合性評価手続とみなす。第一文の規定は、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国政府がイングランド、北アイルランド、スコットランド又はウェールズについて行動する場合を含む。

附属書八―A（ワイン及び蒸留酒）

2 CPTPPに組み込まれたTPP附属書八―A（ワイン及び蒸留酒）の規定の適用上、同附属書17のいかなる規定も、英国に対し、二千二十年一月二十四日にロンドン及びブリュッセルで作成されたグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の欧州連合及び欧州原子力共同体からの脱退に関する協定第五十四条の規定に基づく英国の義務に反する態様で同附属書17の規定を適用することを要求するものと解してはならない。

第六条 第九章（投資）に関連する規定

1 CPTPPに組み込まれたTPP第九・三十条（文書の送達）及び附属書九―D（第B節（投資家と国との間の紛争解決）の規定による締約国への文書の送達）の規定の適用上、英国について記載する場所

は、次のとおりとする。

英国

CPTPPに組み込まれたTPP第九章（投資）第B節（投資家と国との間の紛争解決）の規定による紛争に関する通知その他の文書は、次の送達先への交付により英国に送達する。

事務次官室

ビジネス・貿易省

オールド・アドミラルテイ・ビルディング

ロンドン

SW1A 2DY

英国

2 CPTPPに組み込まれたTPP附属書九―Hの規定の適用上、国家安全保障及び投資に関する法律（二千二十一年）に基づく英国による決定又は企業法（二千二年）第三部の規定に基づく公共の利益に関する事由による英国による決定であつて、合併又は取得の可否に関するものは、CPTPPに組み込まれ

たTPP第九章（投資）第B節（投資家と国との間の紛争解決）又は第二十八章（紛争解決）の紛争解決の規定の対象とならない。

第七条 第十章（国境を越えるサービスの貿易）に関連する規定

CPTPPに組み込まれたTPP第十・二条（適用範囲）2(b)及び附属書十一B（急送便サービス）の規定の適用上、急送便サービスには、英国については、郵便サービス法（二千十一年）第三部及び関連する補助的な法令に定める郵便に関するユニバーサル・サービスを含まない。

第八条 第十一章（金融サービス）に関連する規定

1 CPTPPに組み込まれたTPP第十一・六条（国境を越える貿易）1及び附属書十一A（国境を越える貿易）の規定の適用上、英国について記載する金融サービスは、次のとおりとする。

英国

保険及び保険関連のサービス

(a) CPTPPに組み込まれたTPP第十一・六条（国境を越える貿易）1の規定は、CPTPPに組み込まれたTPP第十一・一条（定義）の「国境を越える金融サービスの提供」の定義の(a)に規定する国

境を越える金融サービスの提供又は国境を越える金融サービスの貿易のうち、次に掲げるサービスに関するものについて適用する。

(i) 次の事項に関連する危険に対する保険

(A) 海上運送、商業航空並びに宇宙空間への打上げ及び運送貨物（衛星を含む。）。当該保険は、運送される物品及び物品を運送する手段並びにこれらのものから生ずる責任のいずれか又は全てを対象とする。

(B) 国際間の運送中の物品

(ii) 再保険及び再再保険

(iii) CPTPに組み込まれたTPP第十一・一条（定義）の「金融サービス」の定義の(c)に規定する保険仲介業（例えば、保険仲立業、代理店業）であつて、(i)及び(ii)に記載するサービスに関連する危険に対する保険に関するもの

(iv) CPTPに組み込まれたTPP第十一・一条（定義）の「金融サービス」の定義の(d)に規定する保険の補助的なサービス

銀行サービスその他の金融サービス（保険及び保険関連のサービスを除く。）

- (b) CPTPPに組み込まれたTPP第十一・六条（国境を越える貿易）1の規定は、CPTPPに組み込まれたTPP第十一・一条（定義）の「国境を越える金融サービスの提供」の定義の(a)に規定する国境を越える金融サービスの提供又は国境を越える金融サービスの貿易のうち、次に掲げるサービスに関するものについて適用する。

- (i) CPTPPに組み込まれたTPP第十一・一条（定義）の「金融サービス」の定義の(o)に規定する金融情報の提供及び移転、金融データの処理並びに関連ソフトウェアのサービス

- (ii) CPTPPに組み込まれたTPP第十一・一条（定義）の「金融サービス」の定義の(p)に規定する銀行サービスその他の金融サービスについての助言その他の補助的な金融サービス（仲介を除く。）

2 CPTPPに組み込まれたTPP附属書十一-B（特定の約束）第A節（ポートフォリオの運用）の規定の適用上、「集団投資スキーム」とは、英国については、次のものをいう。

- (a) 金融サービス市場法（二千年）第二百三十五条に定義する「集団投資スキーム」
- (b) オルタナティブ投資ファンドマネージャー規則（二十十三年）第三規則に定義する「オルタナティブ

## 投資ファンド」

3 CPTPPに組み込まれたTPP附属書十一―B（特定の約束）第D節（電子支払カードサービス）の規定の適用上、「支払カード」とは、英国については、有形の又は電子的な様式のクレジット・カード、チャージ・カード、デビット・カード、チェック・カード、現金自動預払機（ATM）カード及びプリペイド・カード並びにこれらのカードに関する固有の口座番号をいう。

同節の約束のいかなる規定も、同節に定める他の全ての措置に加え、銀行法（二千九年）に基づいて英国において金融システムに影響するものとして規制される支払システムの業務を行う他の締約国のサービス提供者による英国への国境を越える電子支払サービスの提供について、当該サービス提供者と英国の領域において設立され、及び英国の法令に基づく規制又は監督の対象となる会社であつて当該サービス提供者と提携するものとの間に契約関係があることを条件とする措置を採用し、又は維持する英国の権利を制限するものではない。ただし、当該権利が同節の規定に基づく英国の約束又は義務を回避する手段として用いられない場合に限る。

4 CPTPPに組み込まれたTPP附属書十一―D（金融サービスに責任を負う当局）の規定の適用上、

金融サービスに責任を負う当局は、英国については、財務省又はその後継機関とする。

第九条 第十二章（ビジネス関係者の一時的な入国）に関連する規定

1 CPTPPに組み込まれたTPP第十二章（ビジネス関係者の一時的な入国）の規定の適用上、締約国は、次のことを認識する。

(a) 同章の規定に基づく英国を除く締約国の義務及び約束は、英国のビジネス関係者（居住する場所のいかんを問わず、また、英国が国際関係について責任を有する領域に居住する英国のビジネス関係者を含む。）について適用すること。

(b) CPTPPが適用される地理的範囲は、第二条（第一章（冒頭の規定及び一般的定義）に関連する規定）6及び7の規定に従い、ビジネス関係者の一時的な入国について、英国が国際関係について責任を有する領域に拡大することができること。

2 英国は、CPTPPに組み込まれたTPP第十二・六条（情報の提供）の規定を適用するほか、次の領域への締約国のビジネス関係者の一時的な入国に影響を及ぼす出入国管理に関する措置の改正又は新たな出入国管理に関する措置の採用について、速やかに他の締約国に通報する。

- (a) ガーンジー代官管轄区
- (b) ジャージー代官管轄区
- (c) マン島

英国のビジネス関係者の一時的な入国に関する締約国別の補足的な約束

3 CPTPPに組み込まれたTPP第十二・四条（一時的な入国の許可）の規定の適用上、締約国は、この議定書の附属書B（英国のビジネス関係者の一時的な入国に関する締約国別の補足的な約束）において英国に対する補足的な約束を記載することができる。

第十条 第十五章（政府調達）に関連する規定

CPTPPに組み込まれたTPP第十五章（政府調達）の規定の適用上、締約国は、この議定書の附属書C（附属書十五―A（政府調達）に関する英国についての締約国別の追加の情報）において、附属書十五―Aの自国の表の規定に関連する英国についての追加の情報を特定することができる。

第十一条 第十七章（国有企業及び指定独占企業）に関連する規定

第十七・九条（締約国別の附属書） 2及び附属書十七―D（地方の国有企業及び指定独占企業についての適

用)

1 CPTPPに組み込まれたTPP第十七・九条(締約国別の附属書) 2及び附属書十七ーD(地方の国有企業及び指定独占企業についての適用)の規定の適用上、次に掲げる規定における義務は、地方政府が所有し、又は支配している国有企業及び地方政府が指定する指定独占企業については、適用しない。

英国については、

- (a) 第十七・四条(無差別待遇及び商業的考慮) 1(a)及び(b)
- (b) 第十七・四条(無差別待遇及び商業的考慮) 2
- (c) 英国の領域内の対象投資財産が生産し、及び販売する同種の物品と競争を行う物品の生産及び販売については、第十七・六条(非商業的な援助) 1(a)及び2(a)
- (d) 第十七・六条(非商業的な援助) 1(b)及び(c)並びに2(b)及び(c)
- (e) 第十七・十条(透明性) 1

地方政府

2 CPTPPに組み込まれたTPP附属書十七ーD(地方の国有企業及び指定独占企業についての適用)

の注の規定は、英国については、適用しない。1の規定の適用上、「地方政府」とは、英国については、英国の地方政府及び北アイルランド、スコットランド又はウェールズ（イングランド、北アイルランド、スコットランド又はウェールズについて行動する場合のグレートブリテン及び北アイルランド連合王国政府を含まない。）をいう。

#### 第十二条 第二十章（環境）に関連する規定

1 CPTPPに組み込まれたTPP第二十一条（定義）の規定の適用上、「法律又は規則」とは、英国については、法律又は規則、枢密院令又は中央政府若しくは地域政府の法律に基づいて定める命令及びこの議定書の第二条（第一章（冒頭の規定及び一般的定義）に関連する規定）2から9までの規定に従ってCPTPPに組み込まれたTPP第二十章（環境）の規定を適用する領域における同様の類型の法規をいう。

2 CPTPPに組み込まれたTPP第二十条・五条（オゾン層の保護）1及び附属書二十一Aの規定の適用上、英国は、モントリオール議定書に基づく英国の義務を履行するための二千十九年のオゾン破壊物質及びふつ化温室効果ガスに係る規則（改正等）（欧州連合離脱）及び二千二十年のオゾン破壊物質及びふつ

化温室効果ガスに係る規則（改正等）（欧州連合離脱）によって改正された規則（EC）第一〇〇五・二〇〇九号（グレートブリテンにおいては保持された欧州連合の法令として適用され、及び北アイルランドにおいては直接適用される。）及び規則（EU）第五一七・二〇一四号（グレートブリテンにおいては保持された欧州連合の法令として適用され、及び北アイルランドにおいては直接適用される。）又はこれらの規則と同等以上の水準の環境の保護について定めるその後の措置を維持している場合には、同条1の規定を遵守しているものとみなされる。

3 CPTPPに組み込まれたTPP第二十・六条（船舶による汚染からの海洋環境の保護）1及び附属書二十一Bの規定の適用上、英国は、商船法（千九百九十五年）（同法に基づいて定める規則を含む。）又は同法と同等以上の水準の環境の保護について定めるその後の措置を維持している場合には、これらの措置がMARPOLに基づく英国の義務を履行する限りにおいて、同条1の規定を遵守しているものとみなされる。

第十三条 第二十六章（透明性及び腐敗行為の防止）に関連する規定

中央政府

1 CPTPPに組み込まれたTPP第二十六・二条（公表）4及び5の規定の適用上、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国政府が提案し、又は採用する一般に適用される規則は、中央政府が提案し、又は採用する一般に適用される規則とみなす。第一文の規定は、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国政府がイングランド、北アイルランド、スコットランド又はウェールズについて行動する場合を含む。

附属書二十六―A（医薬品及び医療機器に関する透明性及び手続の公正な実施）

2 CPTPPに組み込まれたTPP附属書二十六―A（医薬品及び医療機器に関する透明性及び手続の公正な実施）第一条（定義）及びその付録（締約国別の定義）の規定の適用上、「国の保健医療当局」とは、英国については、保健社会省、国立医療技術評価機構及び国民保健サービス並びに北アイルランド自治政府、スコットランド政府及びウェールズ政府における同様の機関（償還のための医薬品及び医療機器の一覧への掲載に関し、情報を提供し、及び決定を行うこれらの機関の役割に関するもの）をいう。

第十四条 第二十八章（紛争解決）に関連する規定

CPTPPに組み込まれたTPP第二十八・三条（適用範囲）3の規定は、必要な変更を加えた上で、こ

の議定書の締結に関連して二以上の締約国が締結する文書について適用する。

第十五条 第二十九章（例外及び一般規定）に関連する規定

1 CPTPPに組み込まれたTPP第二十九・四条（租税に係る課税措置）の規定の適用上、「指定当局」とは、英国については、歳入関税委員会又は権限を与えられたその代理者をいう（注）。

注 歳入関税委員会又は権限を与えられたその代理者は、CPTPPに組み込まれたTPP第二十九・四条（租税に係る課税措置）の規定によって付託された問題がガンジー代官管轄区、ジャージー代官管轄区又はマン島に影響を及ぼすものであると認められる場合には、ガンジー代官管轄区、ジャージー代官管轄区又はマン島における関連する指定当局に通報する。

この場合において、ガンジー代官管轄区、ジャージー代官管轄区及びマン島について適用するCPTPPの規定に関しては、「指定当局」とは、関係がある限りにおいて、次の者をもいう。

- (a) ガンジー代官管轄区については、歳入局長又はその代理者
- (b) ジャージー代官管轄区については、財務財源大臣又は権限を与えられたその代理者
- (c) マン島については、所得税査定官又はその代理者及び関税消費税庁長官又はその代理者

ウインザー枠組み（注1、注2）

注1 「ウインザー枠組み」とは、二千二十三年三月二十四日付けのグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の欧州連合及び欧州原子力共同体からの脱退に関する協定によって設立された合同委員会の決定第一・二〇二三号によって改正された二千二十年一月二十四日にロンドン及びブリュッセルで作成されたグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の欧州連合及び欧州原子力共同体からの脱退に関する協定のアイルランド及び北アイルランドに関する議定書をいう。このこととの関連において、締約国は、二千二十三年三月二十四日付けのグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の欧州連合及び欧州原子力共同体からの脱退に関する協定によって設立された合同委員会における欧州連合と英国との共同宣言第一・二〇二三号に留意する。

注2 2から7までの規定は、CPTPPに組み込まれたTPP第二十六・五条（情報の提供）の規定の適用を妨げるものではない。

2 CPTPPは、CPTPPとウインザー枠組み並びにその改正及びその一部を改めるその後の合意とが抵触する場合には、一の締約国がCPTPPに基づく義務に適合しない措置であってその抵触に関するものを採用し、又は維持することを妨げるものではない。ただし、当該措置を、他の締約国に対する恣意的若しくは不当な差別の手段となるような態様で又は貿易に対する偽装した制限となるような態様で適用しないことを条件とする。

- 3 いずれの締約国も、2の規定に従って措置を採用した締約国との協議を要請することができる（注1）。その要請を受領した場合には、当該要請を受けた締約国は、当該措置がCPTPPに及ぼす影響について利害関係を有する締約国と協議を行い、及び相互に受け入れることができる解決を求め。（注2）

注1 締約国は、「協議」には、2の規定に従って締約国が採用し、又は維持する措置に関する情報又は明確な説明の要請を含めることができることを了解する。

注2 この3の規定は、CPTPPに基づく締約国の権利及び義務（CPTPPに組み込まれたTPP第二十八章（紛争解決）の規定に基づく権利及び義務を含む。）に影響を及ぼすものではない。

- 4 英国は、ウインザー枠組みの変更がCPTPPの運用に実質的に影響を及ぼす場合には、CPTPPに組み込まれたTPP第二十七・五条（連絡部局）の規定に従って指定される連絡部局を通じて締約国に通報する。

- 5 委員会は、締約国間において権利と義務との均衡が維持されることを確保することを目的として、次の(a)及び(b)の時期に、2から4までの規定の文脈における英国によるCPTPPの実施状況を見直す。

- (a) この議定書の効力発生の日の後四年が経過する時
- (b) (a)に定める時の後は六年ごと

6 委員会は、委員会が5の規定に基づく見直しを行うに当たって従うべき枠組みを策定する。

7 委員会は、CPTPPに組み込まれたTPP第二十七・二条（委員会の任務）1(b)の規定に基づく一般的な見直しの一環として、2からこの7までの規定が引き続き必要であるかどうかを見直す。

#### 第十六条 附属書Ⅱ及び附属書Ⅲに関連する規定

CPTPPに組み込まれたTPP附属書Ⅱ及び附属書Ⅲの表における次の留保事項の規定の適用上、「この協定の効力発生の日」とは、英国については、この議定書の効力発生の日をいう。

- (a) 附属書Ⅱのオーストラリアの表の十九ページの留保事項における概要の第一段落
- (b) 附属書Ⅱのブルネイ・ダルサラーム国の表の四ページの留保事項における概要の(a)
- (c) 附属書Ⅱのカナダの表の十三ページの留保事項における概要の1
- (d) 附属書Ⅱのチリの表の三ページの留保事項における概要の第一段落
- (e) 附属書Ⅱの日本国の表の留保事項十四における概要の1

- (f) 附属書Ⅱのマレーシアの表の七ページの留保事項における概要の第一段落
- (g) 附属書Ⅱのメキシコの表の十一ページの留保事項における概要の第一段落
- (h) 附属書Ⅱのニュージーランドの表の九ページの留保事項における概要の第一段落
- (i) 附属書Ⅱのペルーの表の一ページの留保事項における概要の第一段落
- (j) 附属書Ⅱのシンガポールの表の三十六ページの留保事項における概要の第一段落
- (k) 附属書Ⅲのシンガポールの表の三十ページの留保事項における概要の1
- (1) 附属書Ⅱのベトナムの表の五ページの留保事項における概要の(a)

第十七条 A P E C についての規定

英国が A P E C の参加エコノミーでない限り、C P T P P に組み込まれた T P P 附属書十一 A (自由職業サービス) 5 から 7 まで、第十二・五条 (商用の渡航)、第十六・七条 (透明性) 2 及び第二十六・六条 (適用範囲) 1 の規定は、英国については、適用しない (注)。英国は、英国が A P E C に参加する時まで、これらの規定の基礎となる政策目的を支援し、及び促進するため、次のことを行う。

注 この第一文の規定は、英国が A P E C に参加する場合に A P E C の下で付すことができる留保に影響を及ぼすものではない。

- (a) 二国間及び多数国間の場において行われているエンジニアリング及び建築の分野における専門的能力の相互承認並びにこれらの分野の専門家の移動の促進に関する作業を認識すること。エンジニアリングの分野における当該作業には、国際エンジニア協定の下で行われているものを含む。
- (b) 商用の渡航を容易にすることを促進する重要性を認めること。
- (c) 国の競争法令並びに競争に関する国の政策及び執行活動の透明性が有する価値を認め、公にアクセス可能な単一の窓口に統合されている自国の公式ウェブサイトのリックを通じて自国の国の競争法令並びに競争に関する国の政策及び執行活動に関する自国の公開情報を維持し、及び更新するよう努めること。
- (d) 国際的な貿易及び投資における贈収賄及び腐敗行為を除去する決意を確認すること。英国は、公的部門及び民間部門の双方における健全性を構築する必要があること並びに各部門がこの点について補完的な責任を有することを認めつつ、二千三年十月三十一日にニューヨークで作成された腐敗の防止に関する国際連合条約に基づく約束、特に同条約第七条（公的部門）、第八条（公務員の行動規範）及び第十条（民間部門）の規定に基づく約束を確認し、並びに二千十七年一月二十六日に採択された公的清廉

性に関する経済協力開発機構理事会勧告及び二千二十一年十一月二十六日に採択された国際商取引における外国公務員に対する贈賄の更なる防止のための経済協力開発機構理事会勧告の附属書Ⅱ（内部の統制、倫理及びコンプライアンスに関する良い慣行の指針）に対する支持を確認する。

### 第三節 英国の表（注）

注 この節に定める英国の表の規定の適用上、「この協定が英国について効力を生ずる日」とは、この議定書の効力発生の日であつて、英国がCPTPPに加入し、CPTPPの締約国となる日をいう。

### 第十八条 英国の表

この議定書に附属する英国の表（英国の表としてCPTPPの不可分の一部となる。）は、次のとおりとする。

(a) この議定書の附属書二―D（英国の関税率表）は、CPTPPに組み込まれたTPP附属書二―D（関税に係る約束）の英国の表の規定を定めるものである。

(b) この議定書の附属書十二―A（ビジネス関係者の一時的な入国に関する英国の約束表）は、CPTPPに組み込まれたTPP附属書十二―Aの英国の表の規定を定めるものである。

(c) この議定書の附属書十五―A（英国の表）は、CPTPPに組み込まれたTPP附属書十五―Aの英国の表の規定を定めるものである。

(d) この議定書の附属書I（英国の表）は、CPTPPに組み込まれたTPP附属書Iの英国の表の規定を定めるものである。

(e) この議定書の附属書II（英国の表）は、CPTPPに組み込まれたTPP附属書IIの英国の表の規定を定めるものである。

(f) この議定書の附属書III（英国の表）は、CPTPPに組み込まれたTPP附属書IIIの英国の表の規定を定めるものである。

#### 第四節 最終規定

#### 第十九条 英国による受諾

この議定書は、この議定書の署名の日の後十二箇月間（この期間は、委員会の決定により延長することができる。）、英国がCPTPPへの英国の加入のための条件を定めるこの議定書を受け入れることを示すCPTPPへの加入書を寄託者に寄託することによる英国の受諾のために開放しておく。

## 第二十条 CPTPPの締約国による通報

CPTPPの各締約国は、この議定書の効力発生のための自国の関係する国内法上の手続を完了したときは、書面により寄託者に通報する。

## 第二十一条 効力発生

1 この議定書は、次の(a)又は(b)に掲げる日のいずれか遅い日の後六十日で効力を生ずる。

(a) 英国がCPTPPへの英国の加入のための条件を定めるこの議定書を受け入れることを示すCPTPPへの加入書を寄託者に寄託した日

(b) CPTPPの全ての締約国がこの議定書の効力発生のためのそれぞれの関係する国内法上の手続を完了した旨を書面により寄託者に通報した日

2 この議定書は、この議定書の署名の日から十五箇月の期間内に1の規定に従って効力を生じない場合には、次の(a)又は(b)に掲げる日のいずれか遅い日の後六十日で英国及び次の(b)に規定するCPTPPの締約国について効力を生ずる。ただし、この議定書は、この議定書の署名の日から十五箇月の期間内に次の(a)及び(b)に掲げる日がいずれも到来する場合には、当該期間の満了後六十日で英国及び次の(b)に規定するC

P T P P の締約国について効力を生ずる。

(a) 英国が C P T P P への英国の加入のための条件を定めるこの議定書を受け入れることを示す C P T P P への加入書を寄託者に寄託した日

(b) 少なくとも六の C P T P P の締約国がこの議定書の効力発生のためのそれぞれの関係する国内法上の  
手続を完了した旨を書面により寄託者に通報した日

3 この議定書は、この議定書に署名した C P T P P の締約国であつて、2 の規定に従つてこの議定書の効力発生の日はこの議定書が自国について効力を生じていないものについては、当該締約国がこの議定書の効力発生のための自国の関係する国内法上の手続を完了した旨を書面により寄託者に通報した日の後六十日で当該締約国について効力を生ずる。

#### 第二十二条 寄託者

1 この議定書の英語、スペイン語及びフランス語の原本は、寄託者であるニュージーランドに寄託する。

2 寄託者は、C P T P P の各締約国及び英国に対し、この議定書の原本の認証謄本及びこの議定書の改正の認証謄本を速やかに提供する。

3 寄託者は、CPTPPの各締約国及び英国に対し、次のものについて速やかに通報し、並びにその日付及び写しを提供する。

- (a) 第十九条（英国による受諾）の規定に基づく加入書の寄託
- (b) 第二十条（CPTPPの締約国による通報）の規定に基づく通報

第二十三条 正文

この議定書は、英語、スペイン語及びフランス語をひとしく正文とする。これらの本文の間に相違がある場合には、英語の本文による。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの議定書に署名した。

二千二十三年七月十六日にオークランド及びバンダルスリブガワンで、英語、スペイン語及びフランス語により原本一通を作成した。

## 附属書A 英国に対する締約国別の関税に係る約束

### 英国についての日本国の関税率表の調整

#### 第A節 CPTPPの下での英国についての日本国の関税率表の調整

次の追加的な規定は、CPTPPに組み込まれたTPP附属書二―D（関税に係る約束）の日本国の関税率表付録B―1（農産品セーフガード措置）（以下「付録B―1」という。）第A節（付録B―1についての注釈）2、第B節（牛肉についての農産品セーフガード措置）1、第C節（豚肉についての農産品セーフガード措置）1、第D節（加工された豚肉についての農産品セーフガード措置）1、第E節（ホエイのたんぱく質濃縮物についての農産品セーフガード措置）1、第F節（ホエイ粉についての農産品セーフガード措置）1及び第G節（オレンジ（生鮮のものに限る。））についての農産品セーフガード措置）1の規定にかかわらず、英国からの原産農産品に対して農産品セーフガード措置をとるための条件及び規定について適用する（注）。

注 この節のいかなる規定も、他の締約国からの原産農産品に対して農産品セーフガード措置をとるための条件及び規定に影響を及

ばすものではなく、当該条件及び規定については、追加的な規定なく付録B-1の規定が引き続き適用される。

- (a) 日本国は、付録B-1に定める規定を準用し、CPTPPに組み込まれたTPP附属書二-Dの日本国の関税率表の「備考」欄に「SG1\*」、「SG1\*\*」、「SG2」、「SG4\*」、「SG4\*\*」又は「SG5」を掲げる品目に該当する原産農産品（「SG2」を掲げる品目に該当する原産農産品については、付録B-1第C節1に定める基準価格（以下「CPTPPに基づく基準価格」という。）よりも低い価格で輸入されるものに限る。）（以下それぞれ「SG1\*品」、「SG1\*\*品」、「基準価格よりも低い価格のSG2品」、「SG4\*品」、「SG4\*\*品」及び「SG5品」という。）であって英国からのものに対しては、他の全ての締約国及び英国からのCPTPPに基づくこれらの原産農産品並びに英国からの二千二十年十月二十三日に東京で作成された包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定（以下「日英包括的経済連携協定」という。）第三・二条（原産品の要件）1に定義する原産品（以下「日英包括的経済連携協定原産品」という。）であってCPTPPに組み込まれたTPP附属書二-Dの日本国の関税率表の「備考」欄に「SG1\*」、「SG1\*\*」、「SG2」、「SG4\*」、「SG4\*\*」又は「SG5」を掲げる品目に分類されるもの（SG1\*品、

SG1\*\*品、基準価格よりも低い価格のSG2品、SG4\*品、SG4\*\*品又はSG5品に相当するものに限る。)の次の期間における輸入数量の合計(注)が付録B-1第B節1、第C節1(c)(ii)若しくは(d)(ii)、第E節1、第F節1又は第G節1にそれぞれ定める発動水準を超える場合にも、農産品セーフガード措置をとることができる。

注 SG1\*品及びSG1\*\*品については、「輸入数量の合計」を算定するに当たり、付録B-1第B節10(a)の規定を適用する。

(i) SG1\*品、SG1\*\*品、基準価格よりも低い価格のSG2品、SG4\*品及びSG4\*\*品については、各年

(ii) SG5品については、各会計年度の十二月一日から三月三十一日までの期間

(b) 日本国は、付録B-1第A節及び第B節(第B節については、関連規定(特に5の規定を含む。))に限る。)に定める規定を準用し、十一年目から十五年目までの各年について、他の全ての締約国及び英国からのSG1\*品又はSG1\*\*品並びに英国からの日英包括的経済連携協定原産品であってCPT PPに組み込まれたTPP附属書二-Dの日本国の関税率表の「備考」欄に「SG1\*」又は「SG1\*\*」を

掲げる品目に分類されるもの（SG1\*品又はSG1\*\*品に相当するものに限る。）の四半期における輸入数量の合計（注）が付録B―1第B節5(b)に定める四半期のセーフガードの発動数量を超える場合にも、英国からのSG1\*品又はSG1\*\*品に対する関税率を引き上げることができる。

注 「輸入数量の合計」を算定するに当たり、付録B―1第B節10(a)の規定を適用する。

(c) 英国からの原産農産品に対して付録B―1第C節1(c)(i)及び(d)(i)並びに第D節1(b)及び(c)に規定する農産品セーフガード措置をとるための条件に関し、

- (i) 英国からのCPTPPに基づく原産農産品の輸入数量の合計が付録B―1第C節1(c)(i)若しくは(d)(i)又は第D節1(b)若しくは(c)の規定に従って適用される発動水準を超えるかどうかを決定するに当たっては、英国からの日英包括的経済連携協定原産品であってCPTPPに組み込まれたTPP附属書二―Dの日本国の関税率表の「備考」欄に「SG2」又は「SG3」を掲げる品目に分類されるもの（「SG2」を掲げる品目に分類される日英包括的経済連携協定原産品については、日英包括的経済連携協定附属書二―A（関税の撤廃及び削減）第三編（日本国による関税の撤廃及び削減）第C節（農産品セーフガード措置）第三款（豚肉についての農産品セーフガード措置）1(b)(i)の注に定める基準

価格（以下「日英包括的経済連携協定に基づく基準価格」という。）に等しい価格又はこれを超える価格で輸入されるものに限る。）の輸入数量の合計を、CPTPPに組み込まれたTPP附属書二―Dの日本国の関税率表の「備考」欄に「SG2」又は「SG3」を掲げる品目に該当する原産農産品（「SG2」を掲げる品目に該当する原産農産品については、CPTPPに基づく基準価格に等しい価格又はこれを超える価格で輸入されるものに限る。）（以下それぞれ「基準価格以上の価格のSG2品」及び「SG3品」という。）であって英国からのものの輸入数量の合計に算入する。

(ii) 付録B―1第C節1(c)(i)及び(d)(i)並びに第D節1(b)及び(c)の規定に従って英国からの原産農産品に適用される発動水準を決定するに当たっては、英国からの日英包括的経済連携協定原産品であってCPTPPに組み込まれたTPP附属書二―Dの日本国の関税率表の「備考」欄に「SG2」又は「SG3」を掲げる品目に分類されるもの（「SG2」を掲げる品目に分類される日英包括的経済連携協定原産品については、日英包括的経済連携協定に基づく基準価格に等しい価格又はこれを超える価格で輸入されるものに限る。）の輸入数量の合計を、付録B―1のこれらの規定に規定する一の会計年度における輸入数量の合計に算入する。

- (iii) この議定書が日本国について効力を生ずる日からその後の最初の三月三十一日までの期間が十二箇月未満である場合には、(ii)の規定並びに付録B―1第C節1(c)(i)及び(d)(i)並びに第D節1(b)及び(c)の規定の適用上、この議定書が日本国について効力を生ずる年における英国からの基準価格以上の価格のSG2品及びSG3品について適用される発動水準は、その年が完全な一年であるとした場合にこれらの規定に従って適用される発動水準に、分母を十二とし、この議定書が日本国について効力を生ずる日からその後の最初の三月三十一日までの間の月数を分子とする分数を乗じて得たものに決定される。第一文に定める分子及び第一文の規定に従って適用される発動水準を決定するに当たり、一・〇未満の端数は、これを四捨五入する(一・五は、一・〇とする)。
- (d) 付録B―1第B節2(a)(v)及び(b)(iv)並びに6、第E節4並びに第F節2(d)及び4において「この節の規定に基づく農産品セーフガード措置」並びに付録B―1第E節2(e)において「この節に規定する農産品セーフガード措置」には、(a)及び(b)の規定に従ってとる農産品セーフガード措置を含まない。
- (e) 日本国は、(a)及び(b)の規定並びに付録B―1第B節1及び5の規定にかかわらず、SG1\*品又はSG1\*\*品についてこれらの規定に定める条件のうち二以上の条件が同時に満たされている場合には、

英国からのこれらの製品に対するこれらの規定に基づく農産品セーフガード措置を、付録B-1第B節3に定める期間又は同節5(a)に定める九十日の期間の終了の日のうち最も遅い日まで維持することができらる。

(f) 日英包括的経済連携協定附属書二-A第三編第C節第二款（牛肉についての農産品セーフガード措置）から第七款（オレンジ（生鮮のものに限る。））についての農産品セーフガード措置）までに定めるいずれかの条件が満たされた場合において、(a)若しくは(b)又は付録B-1第B節から第G節までに定める条件（当該いずれかの条件に相当するもの）が満たされていないときは、英国からのCPTPPに基づく原産農産品であつてこの条件に関連するもの更なる輸入については、CPTPPに組み込まれたTPP附属書二-Dの日本国の関税率表に従つて決定される関税率に従うものとする。

(g) (a)若しくは(b)又は付録B-1第B節から第G節までに定めるいずれかの条件が満たされた場合において、日英包括的経済連携協定附属書二-A第三編第C節第二款から第七款までに定める条件（当該いずれかの条件に相当するもの）が満たされたときは、英国からのCPTPPに基づく原産農産品であつて当該いずれかの条件に関連するものの輸入については、付録B-1第A節から第G節までの関連規定に

従って決定される関税率に従うものとする。

第B節 日英包括的経済連携協定の下での日本国の関税率表の調整

(a) SG1\*品、SG1\*\*品、基準価格よりも低い価格のSG2品、基準価格以上の価格のSG2品、

SG3品、SG4\*品、SG4\*\*品及びSG5品に関する約束の実施に際し、日本国及び英国は、日

英包括的経済連携協定附属書二―A第三編第A節（日本国の表についての注釈）2並びに第C節第二款

1及び5(b)、第三款1、第四款（加工された豚肉についての農産品セーフガード措置）1、第五款（ホ

エイのたんぱく質濃縮物についての農産品セーフガード措置）1、第六款（ホエイ粉についての農産品

セーフガード措置）1並びに第七款1の規定にかかわらず、日英包括的経済連携協定附属書二―A第三

編第C節第二款から第七款までに定める条件が満たされるかどうかを決定するに当たっては、英国から

のCPTPPに基づく原産農産品の輸入数量の合計を、英国からの日英包括的経済連携協定原産品で

あつてCPTPPに組み込まれたTPP附属書二―Dの日本国の関税率表の「備考」欄に「SG1\*」、

「SG1\*\*」、 「SG2」、 「SG3」、 「SG4\*」、 「SG4\*\*」又は「SG5」を掲げる品目に分類されるもの（当

該CPTPPに基づく原産農産品に相当するものに限る。）の輸入数量の合計に算入することについて

合意する。

(b) 日英包括的経済連携協定附属書二―A第三編第C節第二款1(b)(i)及び(c)(i)並びに第四款1の規定に従って適用される発動水準を決定するに当たっては、英国からの基準価格以上の価格のSG2品及びSG3品の輸入数量の合計を、これらの規定に規定する一の会計年度における輸入数量の合計に算入する。

(c) 前節(a)若しくは(b)又は付録B―1第B節から第G節までに定めるいずれかの条件が満たされた場合において、日英包括的経済連携協定附属書二―A第三編第C節第二款から第七款までに定める条件（当該いずれかの条件に相当するもの）が満たされていないときは、英国からのこの条件に関連する日英包括的経済連携協定原産品の更なる輸入については、日英包括的経済連携協定附属書二―A第三編第A節の規定に従って決定される関税率に従うものとする。

(この附属書中他の締約国の関税に係る約束は省略)

附属書B 英国のビジネス関係者の一時的な入国に関する締約国別の補足的な約束

(この附属書中他の締約国の補足的な約束は省略。我が国は、補足的な約束を記載していない。)

附属書C 附属書十五―A（政府調達）に関する英国についての締約国別の追加の情報

日本国の表

CPTPPに組み込まれたTPP附属書十五―Aの日本国の表の第B節（地方政府の機関）及び第C節（その他の機関）に関する注釈の規定の適用上、日本国の供給者又はサービス提供者が機関による落札に關し争うに当たり、英国が当該供給者又はサービス提供者についてCPTPPに組み込まれたTPP第十五・十九条（国内の審査）の規定を適用しない場合には、日本国は、同一の種類の機関による落札に關し、英国の供給者又はサービス提供者について同条の規定を適用しないことができる。

（この附属書中他の締約国の追加の情報は省略）

